三　容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を告示で定めるところに従つて明示するものとする。ただし、次のイからハまでに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ　［略］

ロ　圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて、自動車検査証又は道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの

ハ　［略］

2～5　［略］

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第十三条　法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　逆止弁（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）

（附属品検査における附属品の規格）

第十七条　法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　バルブ及び逆止弁は、確実に作動するものであること。

七・八　［略］

2・3　［略］

（附属品検査の刻印）

第十八条　法第四十九条の三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一　附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）

二～四　［略］

五　附属品（液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。）の質量（記号　W、単位　キログラム）

六　［略］

三　容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を告示で定めるところに従つて明示するものとする。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ　［略］

［新設］

ロ　［略］

2～5　［略］

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第十三条　法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　逆止弁（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）

（附属品検査における附属品の規格）

第十七条　法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　バルブは、確実に作動するものであること。

七・八　［略］

2・3　［略］

（附属品検査の刻印）

第十八条　法第四十九条の三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一　附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）

二～四　［略］

五　附属品（液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。）の質量（記号　W、単位　キログラム）

六　［略］